

論文

アメリカ・アイオワ州における ティーチャー・ライブラリアンに関する考察

大城 善盛

(元同志社大学教授)

The Conditions of Teacher Librarians in the State of Iowa, U.S.A.

By Zensei OSHIRO

(Former Professor at Doshisha University)

抄録

アメリカの学校図書館の専門職員であるスクール・ライブラリアンについて具体的かつ詳細な情報を得る目的で、アイオワ州を例に取り、その 21 世紀の状況を調査し考察した。アイオワ州では学校図書館専門職員はスクール・ライブラリアンではなく、ティーチャー・ライブラリアンという名称で呼ばれていた。ティーチャー・ライブラリアンについては、州の行政法だけでなく、州法でも言及されていた。ティーチャー・ライブラリアンの資格(免許)を得るためには教員資格を前提にした学校図書館学を履修する必要があった。免許には 3 種あり、履修すべき学校図書館学は(専門職的)学問としての学校図書館学であった。

しかし、3 種の免許を用意しながら、また、アイオワ教育省が『アイオワ学校図書館プログラム・ガイドライン』(2007 年)と『アイオワ学校図書館プログラム基準』(2019 年)、及び『図書館職員の役割と責任』(2020 年)を作成・公表しながら、実際に公立の学校で勤務している専任のティーチャー・ライブラリアンは、2000/01～2018/19 年間は減少していて、学校図書館サービスがうまく遂行されているのかどうか、疑問に思われる状況にあった。

減少傾向の主要因はアイオワ州の経済不振で、それはアメリカ全般にも言えることであった。他の要因としては、教科を中心とするカリキュラムの中で、ティーチャー・ライブラリアンが教科教員と同等の位置づけがなされていない、ということにあると推測された。

日本の学校図書館の職員構成への示唆としては、アイオワ州法や行政法のように、「教育公務員特例法」と「教育職員免許法」に「司書教諭」と「学校司書」が明記されることであり、また職員構成は(専門職的な)学校図書館学に根拠を有すべきであろうということである。

Abstract

In Japan, the detailed work conditions of the school librarians in the United States have not been reported, nor discussed yet. This paper, as a case study, tries to describe the conditions of the teacher librarians (school librarians) in detail in the state of Iowa.

256.11.9 of Iowa Code states, "...each school district shall have a qualified teacher librarian who shall be licensed by the board of educational examiners." 281.12 of Iowa Administrative Code states, "Library program' ... is integral to the school district's curricula and instructional

program.” 256. 12.3(12) of the Code states, “The board of directors of each school district shall establish a K-12 library program to support the student achievement goals of the total school curriculum.” And the code defines minimum content requirements of three kinds of teacher librarian: 1) elementary school teacher librarian, 2) secondary school teacher librarian, and 3) school teacher librarian, PK-12.

Iowa Department of Education has provided the Iowa School Library Program Standards in 2019 and the Library Personnel Roles and Responsibilities in 2020, in which the importance of the roles of a teacher librarian was emphasized. However, the teacher librarians at schools in Iowa have been exposed to the worse conditions during the years of 2000/01～2018/19, resulting in the decrease of the number of full time librarians (from 600 to 400). This is partly explained by the reduction of the educational budget of the state during these years.

1 はじめに

アメリカ合衆国 (以下, アメリカ) では学校図書館に勤務する専門的職員をスクール・ライブラリアン (school librarian) と称し, 通常, 州の法規によって規定され, 免許や資格が要求される。しかし, 学校へのスクール・ライブラリアンの配置義務に関しては, 州によって異なる。むしろ, 配置義務に関しては言及していない州が多いのが現状である 1)。

他方, アメリカ図書館協会 (American Library Association, 以下 ALA) とアメリカ・スクール・ライブラリアン協会 (American Association of School Librarians, 以下 AASL) が合同で, 2010 年に「ALA/AASL スクール・ライブラリアン初期養成基準 (2010)」(*ALA/AASL Standards for Initial Preparation of School Librarians(2010)*, 以下 ALA/AASL 基準) 2), 2019 年には教員養成認定委員会 (Council for the Accreditation of Educator Preparation) と合同で「ALA/AASL/CAEP スクール・ライブラリアン養成基準」(*ALA/AASL/CAEP School Librarian Preparation Standards (2019)*, 以下 ALA/AASL/CAEP 基準) を作成している 3)。それら 2 つの基準は入職レベル, すなわち専門職として就職する際のスクール・ライブラリアンを養成するための基準で, 大学院での養成を基本としている。なお, 一人前の専門職員になるためには就職後の研修が必須であり, アメリカの図書館界ではその研修のことを ‘professional development’ と称している。

日本では, ALA/AASL 基準や全米レベルの学校図書館プログラム基準等を参考にして, アメリカでは「スクール・ライブラリアンは大学院レベルで養成されるとか, 修士号が要求される」という言説がよくなされる。しかし, 筆者の拙論「21 世紀のアメリカにおける学校図書館専門職の資格及び採用に関する考察」4) や筆者と山本の共著『21 世紀の図書館職員の養成』5) が明らかにしているように, 現状は必ずしもそうではなく, 大学院レベルの資格というのは専門職団体である ALA や AASL の理念であり, 期待であると理解すべきである。また, 『21 世紀の図書館職員の養成』では, アメリカでは一般的に学校図書館は「一人ライブラリアン」という考え方が優勢であると記したが, 日本では「一人ライブラリアン」の意味するところが十分には理解されていないように推測される。アメリ

カでは公共図書館と比べて学校図書館は規模が小さく、経済的要因が主であると推察されるが、平均的に一人の専任のライブラリアンが勤務していれば良い方に入る。アメリカでは、大規模の学校や学校図書館は別として、通常一人の専任のライブラリアンを確保することを目標としている 6)。

上記の拙著や山本氏との共著はアメリカの全般的なことを記述していて、情報の量としては少なく、その 2 つの文献からは詳細なことは不明である。この論稿では、21 世紀のアイオワ州を例に取り、具体的にどのような状況であるかを明瞭にすることを試みた。アイオワ州を事例研究に選んだ根拠は、アイオワ州がスクール・ライブラリアンの配置義務に関して記している州法を擁し、スクール・ライブラリアンに関する情報が比較的多く得られたことによる。また、日本では州レベルのスクール・ライブラリアンの状況が殆ど知られていないことも事例研究としてアイオワ州を取りあげた要因の 1 つでもある。

日本では、「学校図書館法」が 2014 年に改正され、学校図書館には「司書教諭」と「学校司書」という 2 種の専門図書館員が配置されるようになっている。それはアメリカとは異なる職員構成法である 7)。2013 年に文部科学省に設置された「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」も司書教諭と学校司書の 2 種の併存を認め 8)、日本の学校図書館界は「学校図書館法」の路線で概ね動いている(進んでいる)と推察される。しかし、塩見は、その 2 種の併存には矛盾があると論じ、将来的には学校図書館専門職は学校司書を中心に一本化すべきであると論じている 9)。また、「学校図書館法」が「司書教諭は、主幹教諭(中略)、指導教諭又は教諭(中略)をもって充てる」と規定し、文部科学省がその「充てる(充て職)」とは「校務分掌」とであると説明しているのに対し 10)、全国学校図書館協議会(以下、全国 SLA)は「学校司書」及び「司書教諭」の専任化を提唱している 11)。

このように、日米間では学校図書館職員の配置に対する考え方が異なる上に、国内では「学校図書館法」の中の職員構成に対して必ずしもすべての専門家や関係者が賛同している訳ではない。この論稿では、比較図書館情報学的アプローチを採用し、日本の学校図書館界のこのような職員問題を考える上での参考に供することも目的としている。

論稿の進め方としては、2 章「アイオワ州法の中の学校図書館とその職員」、3 章「アイオワ行政法の中の学校図書館とその職員」、4 章「教育職試験委員会によって免許を与えられるティーチャー・ライブラリアン」、5 章「アイオワ教育省作成の学校図書館プログラム基準」、6 章「『アイオワ学校図書館プログラム基準』におけるティーチャー・ライブラリアンと支援職員の役割と責任」、7 章「アイオワ州の学校図書館職員の状況」、8 章「考察」、9 章「終わりに」、という構成にした。

2 アイオワ州法の中の学校図書館とその職員

アイオワ州法(Iowa Code)の 256.11 条は教育基準(Educational Standards)である。その 9 項が学校図書館関係の規定になっている。そこには次のように記されている 12)。

2006 年 7 月 1 日より、各学区(school district)は 272 条に規定されている教育職試験委員会(Board of Educational Examiners)によって免許を与えられるティーチャー・ライブラリアン(teacher librarian)を雇用しなければならない。州委員会(State Board)は、幼稚園から

12 年生までの生徒 13) のためのメディア・プログラムを定義し、基準を作成しなければならない。

以上のことから、アメリカでは通常、学校図書館の専門職員はスクール・ライブラリアン (school librarian) と称されているが、アイオワ州ではティーチャー・ライブラリアン (teacher librarian) と称されていることが分かる。なお、州委員会 (State Board) とは州教育委員会 (State Board of Education) を指している。

3 アイオワ行政法の中の学校図書館とその職員

上記のアイオワ州法を受けて、アイオワ行政法 (Iowa Administrative Code) の 281 条は州教育委員会 (State Board of Education) に当てられている。そして、12 条「一般的認定基準」(General Accreditation Standards) の 2 項で、学校図書館プログラムとその職員について次のように記されている 14)。

図書館プログラム (library program) とは、幼稚園児から 12 年生までの生徒の学習を強化するための明瞭で連続的な図書館プログラムもしくはメディア・プログラムを指し、学区のカリキュラムや指導プログラムに必須のものである。図書館プログラムは、学区の管理職や教員スタッフと協働して働く、資格のあるティーチャー・ライブラリアンによって計画され、実施される。生徒や教職員に提供される図書館サービスには次のようなものが含まれる。

- 1) 学校カリキュラム全体の支援
- 2) 協働的計画や教授 (teaching)
- 3) 読書とリテラシーの促進
- 4) 情報リテラシーの指導 (instruction)
- 5) 多様、かつ適切な学校図書館コレクションへのアクセス
- 6) IT を利用しての学習の強化

またプログラム基準に関しては、「12.3(12) 条 Standards for Library Programs」に次のように記されている 15)。

各学区の理事会 (board of directors) は生徒の全カリキュラムの達成目標を支援する (幼稚園から 12 学年までの) 図書館プログラムを策定しなければならない。

- a) 教育職試験委員会によって免許を与えられる資格あるティーチャー・ライブラリアンは生徒、教員、支援職員及び管理職と共に働き、図書館プログラムを指揮し、各学校のカリキュラム目標を支援するためにサービスや指導を行う。ティーチャー・ライブラリアンは教授と学習をサポートするリソースと IT を同定できる特別な専門性を有しており、学校の教授チームのメンバーでなければならない。ティーチャー・ライブラリアンとクラスの教員は協働して、①探究や批判的思考を促進し、②生徒が情報へアクセス・評価・利用・創造・伝達するのに役立つ情報リテラシーの学習経験を準備し、③ IT を利用した教授と

学習を強化し、④能力のある独立した読者を育成する読者ガイダンス等を通じてリテラシーを促進することにより、学校のカリキュラム目標を開発し、教え、評価しなければならない。

- b) 図書館プログラムは、定期的にレビュー・修正されて、以下の目標に合致するように設計されなければならない。
- 1) 生徒や職員のニーズに合致するよう図書館コレクションを改良する方法を準備する。
 - 2) 保護者やコミュニティと関係を結ぶ。
 - 3) 学区の学校改善計画を支援する。
 - 4) ティーチャー・ライブラリアンの専門性の開発を支援する。
 - 5) 生徒が情報を識別して巧みな利用者になるよう、現在の IT やデジタル・リソースを準備する。
 - 6) 生徒のニーズやカリキュラムのニーズを支援すべく、コレクションに多様なフォーマットの小説、非小説を含めたカレントで様々な資料を含める。
 - 7) 年ごとの更新や、図書館資料や設備の取り換えの計画も含める。
- c) 学区の理事会は、図書館資料の選定や再考、生徒の図書館記録の秘匿性、剽窃や知的財産権を含む情報資源の遵法的、倫理的利用、等に関する方針を作成しなければならない。

4 教育職試験委員会によって免許を与えられるティーチャー・ライブラリアン

アイオワ州法は、教育職試験委員会に関して、その委員会は 11 人のメンバーで構成され、そのうちの一人は州の教育長でなければならないと規定している。他の 10 人のうち、9 人は小学校の教員、中学校の教員、特殊学校の教員、学校カウンセラー等の専門職、コミュニティ・カレッジの教員、教育管理職、学校サービス職員 (school service personnel) の領域から知事が任命し、議会の承認を得る。最後の一人は教育免許を有しない人から選ばれる (16)。

アイオワ州では、ティーチャー・ライブラリアンは教育職試験委員会によって免許を与えられる教育職である。アイオワ州では 3 種のティーチャー・ライブラリアンが存在し、アイオワ行政法に免許を得るための要件が次のように規定されている (17)。

A) 小学校 (幼稚園児から 8 年生まで) にのみ通用する免許を得るための要件

以下に記す領域の科目を含む 24 単位の学校図書館学の履修 (能力を含む)

- 1) リテラシーと読書の領域 (注: 以下の項目では「コンピテンシー (competency)」が使われていて、「能力」と訳した。他の領域も同じ。)
 - a) 児童のリテラシーを育成するために、様々なフォーマットの文学を発達的に統合すべく他の教員と協働する能力。

- b) 楽しみのための読書に関して、リソースの知識や戦略を有していることを実際に示すことができる能力。また、児童文献 (文学) についての選択ツール、及び現在の児童文献 (文学) の傾向についての知識を有し、児童にとっての個人的な読書の喜びのモデルとなる能力。

2) 情報と知識の領域

- a) 探求型学習の文脈において、情報を見つけ、分析し、評価し、そして倫理的に利用するための複数の戦略を教える能力。
- b) 物理的、バーチャル的な図書館リソースへのアクセスに際して、柔軟性とオープン性を提唱する能力。
- c) 情報におけるプライバシー、秘匿性、及び自由と公平性を含む図書館専門職の法的、倫理的規律を支持し促進する能力。
- d) レファレンス・ソースやサービス、及びツールについての知識とスキルを使う能力。
- e) デジタル社会において現在及び出現するデジタル・ツールを使って、真実 (authentic) の学習のモデルとなり、その学習を促進する能力。
- f) 児童の思考をハイレベルに向上させるために、創造的、かつ刷新的な IT の使用法の知識を有していることを示す能力。
- g) 情報探索プロセスと関連する研究成果に立脚した、情報リテラシー・カリキュラムを開発する能力。

3) 図書館プログラムの経営管理とリーダーシップの領域

- a) 教育コミュニティのカリキュラム的、個人的、専門職的ニーズを満たすために、専門職的選択ツールと評価規準を利用して、印刷形、非印刷形、及びデジタル形のリソースを評価し選択する能力。
- b) 現在の標準的な図書館の目録法と分類法に従って、図書館コレクションを組織化するのに必要な知識を有していることを示す能力。
- c) 情報の倫理的利用、知的自由、図書館資料の選択、利用者のプライバシーに関わる方針や手続きを作成する能力。
- d) 教育プログラムと関わる人びと、すなわち、教員や支援職員等と共に働く戦略を立てる能力。

4) 実習の領域

- a) 小学校レベルにおける学習スタイル、発達段階、学習への文化的 (異文化) 影響についての知識を有し、適用する能力。
- b) デジタル環境において小学校レベルでの学習における探求型アプローチに貢献する効果的な教授・学習理論を実践に移す能力。
- c) 小学校レベルでのカリキュラム開発や学校進展プロセスにおけるティーチャー・ライブラリアンの役割を理解する能力。
- d) 小学校レベルでの教科カリキュラムへ情報リテラシーや出現する IT を統合するために協働する能力。

B) 中等学校 (5 年生から 12 年生まで) にのみ通用する免許を得るための要件

この部分は省略するが、上記「A) 小学校 (幼稚園から 8 年生まで) にのみ通用する免許を得るための要件」で下線を引いた「児童」を「ヤングアダルト」に、「小学校レベル」を「中等学校レベル」に変更すれば、この B) 要件になっている。

C) 幼稚園から中等学校まで通用する免許を得るための要件

修士号の学位と 30 単位の学校図書館学の履修。

なお、ティーチャー・ライブラリアンに教員免許が必要だということは上記の州法には記されていないが、アイオワ大学の図書館情報学部 (School of Library and Information Science of University of Iowa) の web サイトに、“state regulations require teacher licensure in order to be a teacher librarian or school media specialist in the state of Iowa” という文が記されており 18)、アイオワ州でティーチャー・ライブラリアンになるためには最初に教員免許が必要であることが分かる。

5 アイオワ教育省作成の学校図書館プログラム基準

アイオワ行政法の「12.3(12) 条 Standards for Library Programs」に「各学区の理事会は生徒の全カリキュラムの達成目標を支援する (幼稚園から 12 学年までの) 図書館プログラムを作成しなければならない」と規定されたので、その規定を実施に移すべく、アイオワ州立図書館 (State Library of Iowa) とアイオワ教育省 (Iowa Department of Education) は共同でタスクフォースを設置し、図書館プログラムの基準作成に取りかかった。そして 2007 年に、『アイオワ学校図書館プログラム・ガイドライン』 (Iowa School Library Program Guidelines) を作成した 19)。

その『ガイドライン』は、「教授と学習」 (Teaching and Learning), 「図書館の管理運営」 (Library Management), 「支援, アクセス及び施設・設備」 (Support, Access, Facilities) の 3 領域に分け、さらに「教授と学習」領域は 1) プログラムと評価, 2) ティーチャー・ライブラリアン, 3) カリキュラム支援, 4) 情報リテラシー・カリキュラム協働, 5) IT と学習, 6) 読書とリテラシー, 7) コミュニティとの結合, の 7 つのサブ領域に分けている。

「図書館の管理運営」領域は 1) コレクション, 2) デジタル・リソース, 3) コンピュータ, 4) リソースの更新, 5) 専門職の開発 (研修), 6) 方針, の 6 つのサブ領域に分けている。そして、「教授と学習」と「図書館の管理運営」の領域では、サブ領域ごとに「レベル 1(必須)」、「レベル 2(進展中)」、「レベル 3(最善)」, の 3 段階に分けている。

2019 年には、アイオワ教育省はその改定版とも称すべき『アイオワ学校図書館プログラム基準』 (Iowa School Library Program Standards) を作成している 20)。2019 年基準は、2018 年に公刊された AASL の『学習者, 学校図書館員, 学校図書館のための全米学校図書館基準』 (National School Library Standards for Learners, School Librarians and School Libraries) 21) とアイオワ州法やアイオワ行政法等の学校図書館関係を統合させたものである、と記している 22)。因みに、多くの州が

独自の基準を作成しているが、全米基準と州の基準の相違は、全米基準が未来志向型(理念型)であるのに対し、州の基準は現実志向型(実践可能性の重視)であるという点であろう 23)。

2019 年基準の概略は表 1 の通りである。

表 1 を見ると、図書館プログラムは「教授と学習」と「図書館の経営管理」の 2 部構成となり、2007 年版に見られた「支援、アクセス及び施設・設備」(領域)は無くなっているが、凡そ 2007 年版を踏襲していることが分かる。「教授と学習」の部に 7 つの基準、「図書館の経営管理」の部に 8 つの基準が示されている。各基準は、最初に「アンカー基準」(Anchor Standard)が示されている。(因みに、「アンカー基準」とは標準的基準と理解される。)そして、各基準は 4 レベルに分けられている。その意図は、各図書館はどのレベルにあるかを同定し、同定したならば、次のレベルに進むよう奨励することにある、と推察される。

基準にレベルを設けることは北米では一般的である。教育の分権化が進み、多様な規模の学校を抱え、学校財政に学区が獲得できる財源が大きく関わる場所では、基準にレベルを設定することは極めて重要であると推察されるが、日本でも一考の余地はあるように思われる。

最後の枠(欄)には「データ・ソース/証拠」(「証拠」と記し、省略してある)があるが、それはどの段階にあるかを確かめる際のツールになっている。

表 1 『アイオワ学校図書館プログラム基準』のフレームワーク

プログラム 1. 教授と学習 (Teaching and Learning)						
	アンカー基準 (Anchor Standard)	未着手 (Not Started)	スタートしている (Emerging/Developing)	運用中 (Operationizing)	最高レベルにある (Optimizing)	証拠
TL1	K-12 の学校図書館プログラムは、生徒の読書生活を支援し、探究、情報リテラシー、デジタル・リテラシーを養成する。	K-12 の学校図書館カリキュラムは、学校のカリキュラムと教授の統合した部分としては未だ検討されていない。	1) 生徒の成果を強化するアイオワ・コアを考慮に入れ、また学校区の教授やカリキュラムの必須部分として、K-12 の学校図書館プログラムが開発され、採用されている。 2) 図書館カリキュラムは TL によって教えられ、評価される。 3) 図書館カリキュラムは定期的にレビューされ、修正される。	1) その上、図書館カリキュラムはアイオワ・コアとクラスのカリキュラムと調整が取れている。 2) 図書館カリキュラムは、学習者の個人差や多様な視点を受け入れる学習経験を準備している。	1) その上、図書館カリキュラムは関係者や教員と協働して、TL によって定期的にレビューされ、修正される。 2) 図書館カリキュラムは、広い領域の学習者のニーズや関心事に応える挑戦的で、真実の学習経験を準備している。(以下、省略)	省略
TL2	TL はすべての児童生徒に読書する情熱を発火させるための触媒であり、学校にリテラシーの文化を創り出す触媒である。	TL が学校のリテラシー文化を支援する時期や機会が未だ検討されていない。	TL はすべての学習者の多様な、発達段階的、文化的、社会的及び言語的ニーズを反映するよう、高質で関心の高い文献へのアクセスを最大にし、その利用を促進している。(以下、省略)	その上、TL は個人的な推薦、多様な活動等、また教員との協働を通して、読者ガイダンスの支援に専念している。	その上、TL は読者コミュニティの維持へのコミットを確かにするための学校全体の実践や活動を行う際に役立っている。	省略

LM2	図書館プログラムの実施のために、協働、刷新、創造的問題解決を盛んにするよう施設と環境を備えている。	図書館プログラムのための施設・設備や環境が未だ整ってなく、グローバルな学習コミュニティとして統合されていない。	1) TLは、バリアフリーの環境、適切な職員配置、方針、アクセスのための指導、等を準備することによって、公平な物理的、知的アクセスを確保できるものになっている。 2) 環境は魅力的で、安全で、柔軟性に富み、学習に帰結する。	1) その上、図書館の施設・設備は物理的、バーチャルスペースにおいて、複数の学習活動が出来るようになっている。 2) その上、学習環境は独立的、協働的、探索、問題解決、刷新、コミュニケーション及び創造的な活動が出来るようになっている。	1) その上、図書館の施設・設備とリソースは、始業前、放課後及び休暇中でもアクセス出来るようになっている。 2) 図書館はグローバルな学習コミュニティとしての学校の使命に対して中核である、と認識されている。	省略
-----	---	---	--	--	--	----

LM3	図書館は生徒のニーズに応えるために小説や非小説、印刷形やデジタル形など、カレントで多様なリソースへのアクセスを可能にし経験をさせる。	図書館のソース(印刷形やデジタル形)はクラスやカリキュラムのニーズと調整が取れていない。	1) TLは、多様な学習者及びそのコミュニティの発達段階的、文化的、社会的及び言語的ニーズを反映させるような様々なフォーマットの、高質で関心度が高い文献を選択している。 2) TLは知的自由の原理に基づいてリソースを選択し、なおかつ、a) 複合社会における多様な視点を反映させ、b) 高度の思考と応用を足場にして、c) 特に学習困難を覚えている人を視野に入れての個人のニーズに応えるような、情報へのアクセスを可能にしている。(以下、省略)	1) その上、規準を含んだダイナミックなコレクション構築方針が作成され、TLはその方針の下で選択したり、廃棄したりしている。 2) ダイナミックなコレクション構築計画があり、TLは学習者人口に十分応えられるだけのカレントで十分な深さと広さを有したコレクション構築が出来るようになっている。 3) TLは、効果的な収集、情報資源の組織化、閲覧、共有、そして開校中、またそれ以外の日でもリソースにアクセス可能な方針を作成し実践している。	その上、カリキュラムや多様な学習ニーズに応えるべく、教員と生徒が印刷形、デジタル形からなるコレクション構築に貢献している。	省略
LM4 ～ LM8	省略	省略	省略	省略	省略	省略

典拠: Department of Education of State of Iowa, *Iowa School Library Program Standards*. 2019. <<https://educateiowa.gov/sites/files/ed/documents/IowaSchoolLibraryProgramStandards.pdf>>.

[引用日: 2021-1-22]

注: TL1～TL7のTLはTeaching and Learningで、内容説明のTLはTeacher Librarianである。

6 『アイオワ学校図書館プログラム基準』におけるティーチャー・ライブラリアンと支援職員の役割と責任

アイオワ教育省は 2020 年には、上記の『アイオワ学校図書館プログラム基準』に準じて図書館プログラムを実施する際の職員の役割を、ティーチャー・ライブラリアンと支援職員に分けて、表 2 と表 3 のように作成している。

表 2 図書館職員の役割と責任 (教授と学習領域)

ティーチャー・ライブラリアン	支援職員
1) 生徒の読書生活を支援し、探究心、情報リテラシー、デジタル・リテラシーを育成する。 ● 学習の個人差や多様な見方を許容するような多様な学習経験を準備する。 ● 広い範囲の学習者のニーズや関心を満たす挑戦的で真実 (authentic) の学習機会を準備する。 ● すべての教科において情報関連の問題解決戦略の転移を促進する際に必要となる情報及び IT スキルを解決する。 ● 該当する関係者と協働して図書館プログラムを定期的にレビューし、改定する。 ● 図書館カリキュラムをアイオワ・コア・カリキュラム及びクラスのカリキュラムと調整する。	1) 読書を促進し、情報リテラシーやデジタル・リテラシー等のリテラシー・スキルの育成を支援することによってカリキュラムや教授を強化する。
2) すべての学年にわたって情報リテラシーとデジタル・リテラシーのカリキュラムを教える。その目的は、生徒に探究と批判的思考を通して情報にアクセスし、評価し、利用し、創造し、伝達することを学ばせることである。	2) ティーチャー・ライブラリアンが指導を終えた後、1 対 1 か小規模の人数を対象に支援をする。
3) 生徒の情報リテラシーとデジタル・リテラシーのコンピテンシーを正式に評価する。	
4) 有能な独立した読者を育てる活動を設計し実践する。以下が例である。 ● 生徒の関心やカリキュラム関係に基づいてクラスでブックトークをする。 ● 非公式にリテラシー・スキルを強化する文学の授業をする。 ● 読書賞プログラムや家族/地域読書イベントの活動に参加する。 ● 読書を促進する学校全体のリテラシー活動を計画し実践する。	4) リテラシー文化を促進するためにティーチャー・ライブラリアンによって計画し指導される活動を支援する。

5) 1対1や小規模人数の方法で、生徒の年齢や難易度を考慮し、生徒の情報ニーズや関心に応えるようなリソースへ生徒を指導する。	5) 要求されたリソースを見つけることで生徒や教員を支援する。
6) 学習を強化するために、研究と根拠に基づいて統合されたITをリードし伝達する。	6) 基本的なITトラブルを解決し、日々の管理の支援をする。また、IT関係で利用者を支援する。
7) 教員とパートナーシップを組んで、深い学習、批判的思考、情報リテラシー、デジタル市民、創造性、刷新性、及びITの積極的な利用を統合した証拠に基づくカリキュラムや評価法を設計し実践する。 ● 教員の教授ニーズに耳を傾ける。 ● 教員がレッスン・プランを立てる際に支援する。 ● 生徒の学習を強化するリソースを同定する。 ● 教授を強化するために倫理的な方法でのITの統合を実験し、マスターするためのアイデアを提供する。 ● 「優秀」の指導及びレベルが分かる形成的評価法を開発し利用する。 ● 複数の学年や教科における教授を支援するアイオワ・コア基準を知っている。 ● 教授効果を自己測定するために、教授パートナーと一緒に省察する。	7) 生徒や職員が資料を見つけるのを支援する。また、必要な情報に関して生徒や職員から情報を集める。
8) 力をつける専門職的学習機会をリードし、教員の尊敬を得、学校区や学校の戦略的計画と調整する。 ● 専門職的学習機会と職員のニーズを満たすための計画を立て組織化する際に、学校のリーダー・チームと繋がりを持つ。 ● デジタル時代における成功につながるスキルの広い理解を培う(批判的思考、情報リテラシー、デジタル市民、IT)。 ● 個人的に積極的に専門職的学習機会を作る。	
9) 生徒の外のコミュニティやクラスへの学習に影響を及ぼすべく、カリキュラム横断的指導やリソースを連結させるパイプ役を演じる。	
10) 学校や学校区レベルの会合、現職研修、委員会、カリキュラム作成等に参加する。	10) 学校の会議に参加する。

11) 実践，プログラム及びスペースを学校の教育刷新に結びつけるために専門職的学習機会を利用する。そして，生徒の望ましい学習成果のモメントを作る。	
---	--

典拠: Department of Education of State of Iowa, Library Personnel Roles and Responsibilities. <<https://educateiowa.gov/sites/files/ed/documents/LibraryPersonnelRolesandResponsibilities.pdf>>.
[引用日: 2021-1-22]

表3 図書館職員の役割と責任 (図書館の経営管理)

ティーチャー・ライブラリアン	支援職員
1) 協働，刷新及び創造的問題解決が盛んな環境を作る。	1) 生徒の監督，資料やスペースの利用に関して支援する。
2) 公平なアクセスを保障するために，物理的，バーチャルのスペースを確保するための計画を立て，予算化する。	2) 掲示や Web のコンテンツを更新する際に支援する。
3) 学校のリーダーと協力して，図書館資料の選定や再考，生徒の図書館記録の秘匿性，剽窃や知的財産権を含む情報資源の遵法的，倫理的利用に関する方針を作成する。	3) 図書館記録の秘匿性を保つべく，閲覧システムを維持する。また，倫理的利用を支援すべく，オンラインや印刷形のリソースの使用を監視する。
4) 生徒，職員及び保護者に図書館の方針や手続きを伝達する。	
5) 毎年図書館プログラムの評価を行い，プログラムの目標を同定し，校長，職員及び学校コミュニティに明瞭に伝達する。	
6) 図書館での生徒に期待される行動を定め，その規定を実践する。	6) 生徒の図書館で適切な行動について思いさせ，問題行動についてはティーチャー・ライブラリアン，不在の時は教員に連絡する。
7) 全ての学習者及びそのコミュニティの様々な発達段階的，文化的，社会的，言語的ニーズを支える，読書のための資料や情報のための資料を選書し，コレクションを構築する。	7) 図書館自動システムの中でリソースの記録を維持する。また，新しい記録を追加し，廃棄した資料の記録を抹消する。

8) 多様な経験を賞賛する、さらには教授の際に、情報やアイデアの効果的な利用者、創造者を育成するための機会を与える、包括的なコレクションを構築する。	
9) 学校の管理職、そして/または学区のリーダーと協力して、優先度をつけた図書館予算を計画し実施に移す。	
10) 専門職的判断とガイドラインに沿って、リソースを廃棄し、コレクションを維持する。	10) 資料や備品のインベントリーの際に支援する。
11) 図書館リソースの利用及び貸出の方針を作成し、実施する。	11) 自動閲覧システムを使って資料や備品の貸出・返却を行う。延滞の連絡を行う。資料を返架し、コレクションを整然に保つ。
12) 図書館スペースでサービスする支援職員の仕事をガイドする。	12) 全ての生徒をサポートする環境作りのためにアイデアを出し、支援する。

典拠: Department of Education of State of Iowa, Library Personnel Roles and Responsibilities. <<https://educateiowa.gov/sites/files/ed/documents/LibraryPersonnelRolesandResponsibilities.pdf>>.

[引用日: 2021-1-22]

表 1、表 2 及び表 3 を見ると、アイオワ州では学校図書館プログラムとして「教授と学習」と「図書館の経営管理」の 2 つの領域があり、職員としてはティーチャー・ライブラリアンと支援職員が必要とされていることが分かる。そして、ティーチャー・ライブラリアンの役割と責任は「教育職 + 図書館職」という専門職としての役割と責任であることが分かる。表 1 の中に、「規模やレベルに関係なく、学校には少なくとも一人の専任の認定されたティーチャー・ライブラリアンが勤務している」、という記述があるが、その記述の示唆は大である。表 2 と表 3 は、ティーチャー・ライブラリアンがその役割と責任を果たすためには、各学校に専任として勤務する必要があることを示唆しており、表 1 の記述からはそれが実現されてなく、1 種の目標であることを示唆している。

7 アイオワ州の学校図書館職員の状況

アイオワ州の 2000/01～2018/19 年の公立の学校数、生徒数、クラスや教科担任の教員数、専任及び非専任のティーチャー・ライブラリアン数、ライブラリー・アソシエーツ (支援職員) 数、専任及び非専任のカウンセラー数を表 4 に示した。

表 4 を見ると、生徒数や学校数は 2000/01～2018/19 年に幾分の増減があるが、教員数は少数ながら常時増加していることが分かる。また、専任のティーチャー・ライブラリアンは減少し、非専任のティーチャー・ライブラリアンは 2007/08 年は減少しているが、全般的には増加傾向にあることが分かる。図書館支援職員 (専任換算) は 2012/13 年までは減少し、その後は同じレベルで推移していることが分かる。

表 4: アイオワ州の 2000/01～2018/19 年間の生徒数, 学校数及び職員数

	2000/01 年度 (概算)	2007/08 年度 (概算)	2012/13 年度 (概算)	2017/18 年度 (概算)	2018/19 年度 (概算)
生徒数	494,000	481,000	476,000	486,000	488,000
学校数 注 1)	1,531	1,508	1,742	1,644	1,610
クラスや教科の担任 教員数	33,600	35,000	34,000	37,000	37,000
専任のティーチャー・ライブラリアン 注 2)	600	500	500	400	400
非専任のティーチャー・ライブラリアン数 注 2)	60	40	70	110	110
ライブラリー・アシエーツ (支援職員: 専任換算) 注 2)	1,100	800	400	400	400
専任のカウンセラー数 注 2)	1,200	1,000	1,200	1,300	1,300
非専任のカウンセラー数 注 2)	70	60	70	70	70

典拠: Department of Education of State of Iowa, *Annual Condition of Education Report* の 2001, 2008, 2013, 2019 年版. (<<https://educateiowa.gov/data-and-reporting/education-statistics/annual-condition-education-report-pk-12>>. [引用日: 2021-2-6] 等). Department of Education of State of Iowa, *Iowa Public School Building PreK-12 Enrollments by School, Grade, Race and Gender.xlsx*. の 2000/2001, 2007/2008, 2012/2013, 2016/2017, 2018/2019 版. (<<https://educateiowa.gov/document-type/public-school-building-prek-12-enrollment-grade-race-and-gender>>. [引用日: 2021-2-6] 等).

注 1) この欄の数字は概算でなく, 正確な数字を記した。

注 2) この欄の数字には特殊学校の職員は含まれていない。

カウンセラーについても記してあるが, それに関して付記すると, 日本では「スクール・カウンセラー」と称され, 地方公務員法に規定されている特別職である。アイオワ州では, 州法の 256.11 条の 9A 項に「2007 年 7 月 1 日より, 各学区は教育職試験委員会によって免許を与えられる資格のあるガイダンス・カウンセラー (guidance counselor) を雇用しなければならない。300 人の生徒に 1 人の割合を目標に努力すべきである」と記されている (24)。そのような規定があって, 参考のために追記した。表 4 の「カウンセラー」とは「ガイダンス・カウンセラー」のことである。また, 日本では,

「スクール・カウンセラー」と「ガイダンス・カウンセラー」とは微妙な相違があるようであるが、ここでは無視した。

なお、アイオワ州のティーチャー・ライブラリアン数は 2016 年に約 400 人に減少しているが、各学校におけるティーチャー・ライブラリアンの状況はまちまちである。ライアン (M. Ryan) によると、北西部に位置するある学区のティーチャー・ライブラリアンは 4 つの学校を掛け持っているのに対し、ベッテンドーフ (Bettendorf) 学区では各学校に一人の専任のティーチャー・ライブラリアンが勤務している。総じて、経済的に豊かでない学区ではティーチャー・ライブラリアンの数は少ないということである 25)。

アイオワ教育省の依頼によりハノバー・リサーチ (Hanover Research)(調査機関) は 2014 年と 2015 年にアイオワ州の学校図書館について調査を実施している。同調査によると、2014 年は 650 学校、2015 年は 602 学校からしか回答は得られてなく、一般化するには少し無理がある。参考までに記すと、ティーチャー・ライブラリアンの 1 校当たりの 1 週間の平均の勤務時間数は表 5 の通りであったという。

表 5 ティーチャー・ライブラリアンの 1 週の平均勤務時間

	2014～15 年 (556 学校数)				2015～16 年 (563 学校数)			
生徒数	25P(注)	50P	75P	90P	25P	50P	75P	90P
1000 以上	40.0	40.0	40.0	40.0	37.5	40.0	40.0	40.0
600～999	20.0	40.0	40.0	40.0	18.0	40.0	40.0	40.0
500～599	20.0	36.5	40.0	40.0	13.0	32.0	40.0	40.0
400～499	10.0	20.0	40.0	40.0	6.0	18.0	40.0	40.0
300～399	8.0	19.7	30.0	40.0	4.5	16.0	20.0	40.0
200～299	4.0	10.0	20.0	32.0	6.0	13.0	23.0	40.0
199 以下	3.0	6.6	16.0	25.0	2.0	7.0	20.0	40.0

(注): P=パーセンタイル。

典拠: Hanover Research, *2015-16 School Library Programs Survey, enrollment category result*. 2016. <<https://educateiowa.gov/sites/files/ed/documents/2015-16IowaSchoolLibraryStudy-EnrollmentLevels-Heartland%20AEA.pdf>>. [引用日: 2021-2-12]

表 5 を見ると、2015-2016 年に例外的なことがあるが、学校の規模が小さければ小さいほどティーチャー・ライブラリアンの勤務時間数は少ないことが分かる。例えば、2015-2016 年の状況を見ると、1000 人以上の生徒を有する学校で、週 37.5 時間しか勤務していない学校は全体の 25% しかないが、600～999 人の生徒を有する学校では 25% の学校が平均的に週 18 時間しか勤務していない。400～499 人の生徒を有する学校間及び 200～299 人の生徒を有する学校では 25% の学校が週 6 時間しか勤務していない。

バルテス (E. Baltes) はアイオワ教育省の学校図書館調査の報告書を利用して、2003～04 年と

2013～14 年の間にティーチャー・ライブラリアンの勤務状況がどのように変化したかを分析している。分析に際しては、2003～04 年には 1,034 校、2013～14 年には 681 校から回答 (返答) がなされているが、分析に耐えられるのは 339 校しかなく、339 校を対象にしたと記している 26)。分析の 1 部が表 6 である。

表 6: ティーチャー・ライブラリアンの週平均の勤務時間と業務別時間 (339 校)

	2003～04 年	2013～14 年
週平均の勤務時間	25.7	18.8
他の教科担当時間	1.1	1.5
他教科担当教員との協働時間	9	7.4
読書指導時間	2.7	2.2

典拠: Emily Baltz, The 21st Century School Teacher Librarian: Trends in the Iowa School Library Survey Data Over the Last Decade. 2015. <<https://scholarworks.uni.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1098&context=grp>>. [引用日: 2021-2-3]

表 6 を見ると、2003～04 年から 2013～14 年の間にティーチャー・ライブラリアンの週当たりの平均的な勤務時間数が大きく減少していることが分かる。それは表 4 を裏書きしているようにも思われる。AASL は 2019 年に改定されたスクール・ライブラリアンの配置に関する態度表明 (position statement) で、学校の規模に関係なく「一人もしくはそれ以上の資格のあるスクール・ライブラリアンを専任で…」という姿勢を表明しているが 27)、アイオワ州の状況はそれとは逆行しているように思われる。

また、表 6 を見ると、ティーチャー・ライブラリアンが (他) 教科教員との協働時間数に関しては、誌上でその重要性が論じられている割には少ない。また、2003～04 年より 2013～14 年がより少なくなっている。さらには、表 6 を見ると週に 1 時間から 1 時間半程度は学校図書館とは直接関係のない教科を教えている (教えさせられている?) ことも分かる。アメリカでは学校によっては教員の準備時間 (preparation time) や休憩時間 (release time) があり、そのカバーとしてスクール・ライブラリアンが当てられることがあるようである。アイオワ州でもそのようなことがあるように推測される。また、学校図書館とは直接関係のない教科を教えるというようなことは、学校の規模が小さく、兼任での辞令が交付されている学校で起こっているようでもある 28)。読書指導の時間に関しても相対的に少ないように思われる。

アイオワ州の 2000/01～2018/19 年の教員、専任のティーチャー・ライブラリアン及び専任のカウンセラーの給与状況を表 7 に示した。表 7 を見ると、教員、専任のティーチャー・ライブラリアン、専任のカウンセラーの 3 者とも 2000/01 年から 2018/19 年までに給与は増加していることが分かる。それは、インフレーションによる増加と推測される。また、他の州と比べてアイオワ州の教員

の給与が比較的低いことももう 1 つの要因であると推測される 29)。表 7 で留意したいのは、専任のティーチャー・ライブラリアンの給与が教員や専任のカウンセラーより高いことである。

表 7: 2000/01～2018/19 年間のアイオワ州の公立学校の教員、専任のティーチャー・ライブラリアン及び専任のカウンセラーの給与状況

	2000/01 年度 (概算: ドル)	2007/08 年度 (概算: ドル)	2012/13 年度 (概算: ドル)	2017/18 年度 (概算: ドル)	2018/19 年度 (概算: ドル)
クラスや教科の 担任教員	36,000	44,000	53,000	59,000	59,000
専任のティー チャー・ライブラ リアン 注)	40,000	52,000	58,000	65,000	65,000
専任のカウンセ ラー 注)	42,000	53,000	58,000	63,000	63,000

典拠: Department of Education of State of Iowa, *Annual Condition of Education Report*, の 2001, 2008, 2013, 2019 年版. (<<https://educateiowa.gov/data-and-reporting/education-statistics/annual-condition-education-report-pk-12>>. [引用日: 2021-2-6] 等)

注) この欄の数字には特殊学校のティーチャー・ライブラリアンやカウンセラーは含まれていない。

8 考察

最初にアイオワ州法とアイオワ行政法に記されている学校図書館とその職員について概観した。州法の中には図書館プログラム基準についても記されていた。図書館プログラムの担い手であるティーチャー・ライブラリアンについては州法と行政法の 2 つで言及され、その免許は教育職試験委員会によって与えられていた。免許を得るためには教員資格を前提にした学校図書館学を履修する必要がある。身に付けるべき学校図書館学は、「ALA/AASL 基準」や「ALA/AASL/CAEP 基準」には及ばなかったが、専門職的学問としての学校図書館学であった。アイオワ州の免許の特徴は、1) 小学校 (幼稚園児から 8 年生まで) にのみ通用する免許、2) 中等学校 (5 年生から 12 年生まで) にのみ通用する免許、3) 幼稚園から中等学校まで通用する免許、の 3 種あることである。それは、内容的な部分も考慮すると、学校図書館学及び学校図書館サービスの深さを示している。

また、行政の担い手であるアイオワ教育省は、2007 年にはアイオワ州図書館と共同で『アイオワ学校図書館プログラム・ガイドライン』を作成し、2019 年には単独で州法や行政法も考慮に入れながら、また AASL の『学習者、学校図書館員、学校図書館のための全米学校図書館基準』も参考にし、『アイオワ学校図書館プログラム基準』を作成していた。そして、2020 年にはその基準に準じた図書館プログラムを実施する際の職員の役割と責任を、ティーチャー・ライブラリアンと支援職員に分けて示していた。そこに示されているティーチャー・ライブラリアンの役割と責任は、「教育職 +

図書館職」という専門職としての役割と責任であった。そして、その役割と責任を果たすためには、ティーチャー・ライブラリアンは各学校に専任として勤務する必要があると主張していた。

しかし、表 4 を見ると、2000/01～2018/19 年に教員数は増加しているのに対し、専任のティーチャー・ライブラリアン数は減少している。その間、非専任のティーチャー・ライブラリアン数はいくぶん増加しているが、専任ティーチャー・ライブラリアンの減少分を埋め合わせるくらいの増加ではなかった。ライブラリー・アソシエーツ (支援職員) の数も減少傾向にある。その期間の学校数の割には図書館職員の数も絶対的にも相対的にも少ない。因みに、2017/18 年で 1 校当たりの専任のティーチャー・ライブラリアンは約 0.24 である。2015/16 年の全米平均は 0.7 人であるので 30)、平均よりずっと下位に位置している。そのような状況は、アイオワ州では、州法や州行政法に図書館や図書館職員のことが比較的詳しく記されている割には、州のカリキュラムや教育財政を担う部署、学区及び学校現場ではティーチャー・ライブラリアンはあまり重要視されていないことを示唆していると言えよう。

因みに、ライオンは 2018 年に、「アイオワ州の児童生徒は、10 年前よりティーチャー・ライブラリアンに接触する機会が減っている。10 年前の 5 人のティーチャー・ライブラリアン職は 4 人の職に減っている。それは 20% の減少である。同期間の教員職は 10% 増えている [のに]」、と記している 31)。

州法や行政法でティーチャー・ライブラリアンの重要性が記されているのに、何故 2000/01～2018/19 年にその数が減って来ているのであろうか。その要因について以下に考察してみる。

まずティーチャー・ライブラリアンの全米的な状況を調べてみると、カッヘル (D. E. Kachel) 等は次のように論じている。

2009/10～2015/16 年に、全米では専任換算で 9,200 人のスクール・ライブラリアン (ティーチャー・ライブラリアン) が職を失っている、それは全体の 10% に相当する。その最大の要因は、その期間の学校予算の減少である 32)。2018 年の段階でも状況はあまり改善されていないことを、ロエッシャー (D. V. Loertscher) が指摘している 33)。

また、カッヘル等は、それだけ多くの数のスクール・ライブラリアンの減少は学校予算の減少だけでは説明し難く、他の要因も考えられ、それらは次のようなものであると論じている 34)。

- 1) 教育長や校長の異動が頻繁に行われ、それが学校図書館とその職員に非安定性をもたらしている。
- 2) 学校への IT やデジタル・リテラシーの導入が図書館プログラムと図書館職員にプラスに影響したり、マイナスに影響したりしている。最近のいくつかの研究によると、学校長は往々にしてスクール・ライブラリアンを IT の指導者とは認めず、ステレオタイプの「本好き」と見なし、学校の改革計画において学校図書館プログラムは周辺的なものと見なしている。
- 3) 学校改革に必要な指導コーディネーター (instructional coordinator) の増加がスクール・ライブラリアンの役割変化をもたらしている。2000 年以来、アメリカの公立学校は指導コーディネーターと称される職員を多く採用している。2005～15 年間に専任換算で一人

のスクール・ライブラリアンの失職に対し、3人以上の指導コーディネーター職が新しく設けられている。「全米基礎共通基準」(Common Core State Standards: CCSS)、デジタル学習、オンライン学習、反転学習(flipped learning)等の学習形態を導入している学校では、それらに精通している専門の職員を教員支援のために採用する傾向にある。

ランス(K, C. Lance)は、次のように論じている。

国立教育統計センター(National Center for Educational Statistics)の報告によると、公立学校の教員は2000年、2005年、2010年の間に290万人、310万人、320万人と少々の増加を見せている。しかし、2015年には310万人に減少している。指導コーディネーターは2000年には3万9千人にも満たなかったが、2015年には8万7千人以上に増加している。スクール・ライブラリアンは同時期(2000～15年)、約5万4千人から約4万3千人に減少している(約20%の減少)。図書館支援職員はもっと大きな減少に見舞われている。同時期、4万6千人以上勤務していた図書館支援職員は2万6千人以下に減少している³⁵⁾。

以上が全米的な動向であるが、アイオワ州も例外ではないように推測される。アイオワ州における専任のティーチャー・ライブラリアン数も2000/01年の約600人から、2018/19年には約400人にまで減少している。しかし、非常勤のティーチャー・ライブラリアン数は2000/01年の約60人から、2018/19年には約110人に増加している。それらの最大の要因は学校予算の減少であると思われる。アイオワ州の2000～2016年までの公立学校の予算状況を記している文書も、その間、学校予算は減少していると記している³⁶⁾。

しかし、2000/01～2018/19年に生徒数に大きな変化はないのに、教員数は2000/01年の約33,600人から2018/19年には約37,000人に増加しており、専任のティーチャー・ライブラリアン数の減少の要因を学校予算の減少にだけ求めることには少し無理があるように思われる。

アイオワ州は通常のカリキュラムに加えて、2008年にアイオワ・コア・カリキュラム(Iowa Core Curriculum, 以下 Iowa Core)という教育方針を採用している。リテラシー(英語)、数学、科学、社会及び21世紀スキルをコア領域とし、各学校ではK-12学年を通じてそれらの領域に含まれるキーコンセプトとスキルを教えるよう要求している。2010年には英語と数学の教科で全米的なコアカリキュラムとしてCCSSが公表されたので、リテラシー(英語)と数学の領域ではIowa CoreとしてCCSSを採用している³⁷⁾。

アイオワ教育省によると、Iowa Coreはすべての生徒が高い成果を挙げられるよう、刷新的、総合的な生徒中心の教育カリキュラムである。Iowa Coreは問題解決と探究型の学習法で生徒により適切な学習経験を与え、生徒が深い理解をするのを支援する。教授法は生徒に挑戦的な方法でなされ、すべての生徒が潜在的能力を発揮できるよう、評価が行われる³⁸⁾。

以上のようなIowa Coreの推進があっても、財政難にあいながらも、教員の数は生徒の人数の割には増えていると推察される。しかし、Iowa Coreには「21世紀スキル」が含まれていて、その「21世紀スキル」は表2が示す通り、専門職としてのティーチャー・ライブラリアンが最も得意とする領域である。また、学校図書館学の権威者の一人であるトッド(R. Todd)は、「CC[S]Sはスクール・ライブ

リアンの教授の焦点であると私が信ずる知識ベースのコンピテンシーを明確に示している」39)と述べ、CCSS そのものがティーチャー・ライブラリアンと深いかわりがあることを示唆している。

何故アイオワ州で Iowa Core という教育方針が採用されて、ティーチャー・ライブラリアンの数が減っているのだろうか。その主要因は、Iowa Core も含めたカリキュラムを編成し、予算を配分する部署や学区及び学校の経営管理者(校長等)が学校図書館やティーチャー・ライブラリアンの意義を理解していないためである、と推察される。

アイオワ教育省の組織図を見ると、内部部局として、「学習と成果部局」(Division of Learning and Results),「学校財政と支援サービス部局」(Division of School Finance and Support Services),「政策とコミュニケーション部局」(Division of Policy and Communications),及び「コミュニティ・カレッジ部局」(Division of Community College)があり、アイオワ図書館サービス[部局](Iowa Library Service)は外局に位置付けられている40)。このように、学校図書館関係の部署はカリキュラム(科目編成)や教育(学習)基準を作成したりする部局からは遠い位置にある。カリキュラムを編成する部局が図書館の重要性を認識しない限り、学校図書館は活動できない。その1例がアイオワ州の学校図書館やティーチャー・ライブラリアンの状況であると言えそうである。その上、カリキュラム(科目編成)の中に、ティーチャー・ライブラリアンが教科(例えば、「学校メディア」等)の担当者として位置付けられない限り、教科や科目の担当教員と同等の位置づけを要求することには無理があるようにも思われる41)。

表7を見ると、ティーチャー・ライブラリアン数は減少傾向にあるけれども、給与は教員やカウンセラーより高い。それはどのように説明できるだろうか。それは、教育実践においてティーチャー・ライブラリアンは教員より価値は低く見られているけれども、ステータスは教員やカウンセラーより高いことを意味しているようにも見える。しかし、その高い主な理由は、ティーチャー・ライブラリアンの平均の職歴(教育職歴)年数が教員の平均年数より長いためであろうと推測される42)。

9 終わりに

上記の「考察」で、アイオワ州のティーチャー・ライブラリアンの大体の状況を記しながら、考察を加えた。ここでは日本の学校図書館の職員に関してどのような点が参考になるだろうかを記すことにする。

アイオワ州では図書館プログラムの担い手であるティーチャー・ライブラリアンについては州法と行政法の2つで言及され、その免許は教育職試験委員会によって与えられていた。日本には「学校図書館法」という独立した法律があるが、「教育公務員特例法」には、「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長(副園長を含む。以下同じ。),教頭、主幹教諭(中略),指導教諭,教諭,助教諭,養護教諭,養護助教諭,栄養教諭,主幹保育教諭,指導保育教諭,保育教諭,助保育教諭及び講師をいう」と記され、「教育職員免許法」には、「教育職員」とは、学校(中略)の主幹教諭(中略),指導教諭,教諭,助教諭,養護教諭,養護助教諭,栄養教諭,主幹保育教諭,指導保育教諭,保育教諭,助保育教諭及び講師(中略)をいう」と記されていて、それら2つの法律には「司書教諭」や「学校司書」のことは記されていない。教育の主体者は教育専門職員であり、「司書教諭」も「学校司書」も

教育専門職員である。そのような理解の下に学校図書館サービスが遂行されるためには、上記の2つの法律に「司書教諭」と「学校司書」が明記される必要があると思われる。学校図書館学もしくは学校図書館(特に職員)の視点からは日本の学校教育は制度的な欠点を有していると言わざるを得ない。なお、根本氏も『教育改革のための学校図書館』等で、「教育職員免許法」において養護教諭は制度化されており、司書教諭の免許と対照的であることを指摘していることを追加しておきたい43)。

また、アイオワ州では、学校図書館の機能(目的)を遂行するためには(現状は不安定な状況にあったが)、専門職員(ティーチャー・ライブラリアン)が必要であると認識されており、その専門職員は学問としての(専門職的)学校図書館学を修めた者であると認識されていた。そして、その専門職員の必要性は、学校図書館のサービス理念もしくは表1のような図書館サービス・プログラム基準を根拠にしていた。なお、AASLは2018年に「効果的な学校図書館の定義」(Definition of an Effective School Library)という声明文を出しているが、その中で最も重要視されているのが資格のあるスクール・ライブラリアン(certified school librarian)である44)。また、2019年に作成されているペンシルバニア州の「ペンシルバニア学校図書館プログラム・ガイドライン」(Guidelines for Pennsylvania School Library Programs)には、学校図書館プログラムにおいて最も重要な構成要素は資格を有するスクール・ライブラリアンであると記されている45)。

日本の司書教諭と学校司書は、上記のようなサービス理念もしくは「図書館サービス・プログラム基準」のようなものを根拠にして、出現しているだろうか。また、日本にアイオワ州に見られるような専門職的な学校図書館学は存在するだろうか。日本で、小学校の学校図書館には中学校や高等学校の図書館とは異なる(教員免許を前提とする)学校図書館専門職員(いわゆる、異なる学校図書館学)が必要であるという発想が起こり得るだろうか。日本の司書教諭と学校司書は、図書館界(学校図書館界も含めて)と国(文部科学省を中心に)との交渉の結果の折衷案であるように思われる。さらには、状況(学校司書と呼ばれる職員が実質的に学校図書館を管理運営している現状)が理論(学)を凌いだ結果であるとも理解される。日本にも学校図書館サービス・モデルとしての「学校図書館ガイドライン」があるが、それは司書教諭と学校司書の存在を前提とした後付けのモデルである。

日本図書館協会の中に設置された学校図書館職員問題検討会は2016年に『学校図書館職員問題検討会報告書』を公表している46)。その中に、専門職的な(専門職を志向した)学校図書館学を見るような気がする。しかし、その担い手は法的(制度的)には(まだ)保障されていない学校司書である。同学校図書館職員問題検討会は、学校司書と司書教諭の専門性の相違を以下のように記している47)。

学校司書は、図書館コレクションを形成し、学校図書館に常駐して図書館を機能させ児童生徒・教職員に図書館サービスを提供する。また児童生徒の自主的活動への支援や相談その他多様なニーズに柔軟に対応してその成長に貢献すると共に、教師の授業づくりをサポートし、教育活動に関わる専門職員である。

司書教諭は、学校図書館を率先して授業に活用し、学校図書館を活用した教育活動(授業等)の有効性を校内に発信し、計画的に推進する教諭である。

そして、同学校図書館職員問題検討会は、「従来の文科省の有識者会議等では、役割分担例として、司書教諭は主に経営的・教育的な職務、学校司書は主に専門的・技術的な職務といった整理がされて

いる」，と記している 48)。

「学校図書館法」の第五条には、「学校には，学校図書館の専門的職務を掌らせるため，司書教諭を置かなければならない」と記され，第六条には「学校には，前条第一項の司書教諭のほか，学校図書館の運営の改善及び向上を図り，児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため，専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない」，と記されており，有識者会議等が上記のように理解するのも無理のないことである。

また，同学校図書館職員問題検討会は，「法的には学校図書館の専門的職務を掌（つかさど）るとされる司書教諭は，学校図書館の専門的職務を本務としない教諭の充て職である。このような現在の職員制度そのものが学校司書と司書教諭の協働を妨げる一因となっている」，と記している 49)。まさにその通りである。その上，表 2 と表 3 で示されているアイオワ州における（一人ライブラリアンを念頭ににおいた）ティーチャー・ライブラリアンの役割が「学校図書館法」では司書教諭と学校司書の両方に分割されることになり，その効用は疑わしい。この職員制度の問題を解決しない限り，日本の学校図書館の発展は覚束ない。

注および引用文献

- 1) Debra E. Kachel and Keith Curry Lance, *Requirements for School Librarians Employment: A State-by-State Summary*. March 2021. <<https://libslide.org/pubs/requirements.pdf>>. [引用日: 2021-3-11]
- 2) American Library Association and American Association of School Librarians, *ALA/AASL Standards for Initial Preparation of School Librarians(2010)*. <http://www.ala.org/aasl/sites/ala.org.aasl/files/content/aasleducation/schoollibrary/2010_standards_and_items_with_statements_of_scope.pdf>. [引用日: 2021-1-22]
- 3) American Library Association, American Association of School Librarians and Council for the Accreditation of Educator Preparation, *ALA/AASL/CAEP School Librarian Preparation Standards (2019)*. <http://www.ala.org/aasl/sites/ala.org.aasl/files/content/aasleducation/ALA_AASL_CAEP_School_Librarian_Preparation_Standards_2019_Final.pdf>. [引用日: 2021-2-22]
- 4) 大城善盛「21 世紀のアメリカにおける学校図書館専門職の資格及び採用に関する考察」『図書館界』62(1), 2010, p.2-15.
- 5) 大城善盛, 山本貴子『21 世紀の図書館職員の養成: アメリカとオーストラリアを事例に』日本評論社, 2016, 193p.
- 6) 「一人ライブラリアン」に関しては，次の文献を参照:
American Association of School Librarians, *Appropriate Staffing for School Libraries*. <<http://www.ala.org/aasl/sites/ala.org.aasl/files/content/advocacy/>>

- statements/docs/AASL_Appropriate_Staffing.pdf>. [引用日: 2021-3-11]
- Council on Accreditation and School Improvement of Southern Association of Colleges and Schools, *Accreditation Standards 2005 for Public Schools Serving Students in Kindergarten through Grade 12*. p.7. <<https://alex.state.al.us/libmedia/sites/alex.state.al.us/libmedia/files/SACSK-12Standards.pdf>>. [引用日: 2021-1-22]
- Livingston Academic Library, *State Minimum Requirements for Tennessee Libraries*. 2014. <<https://sites.google.com/a/overtontcountyschools.net/livingston-academy-library/state-minimum-requirements-for-tennessee-libraries>>. [引用日:2021-3-14]
- Nancy Everhart. *Evaluating the School Library*. 2nd Ed. Santa Barbara, California, Libraries Unlimited, 2021, p.5, 25-26.
- 7) 日本の方法はカナダとも異なっていることが次の文献で推察される。参照: 大城善盛「カナダ国オンタリオ州における学校図書館改革論」『Journal of I-LISS Japan』 3(1), 2020, p.40-61. <http://shihota.world.coocan.jp/top_page/Journal%20of%20I-LISS%20Japan%20Vol.3%20No.1.pdf>. [引用日: 2021-1-22]
- また、司書教諭は「充て職」であり、厳密な意味では職 (occupation) ではないが、便宜上、ここでは「職」として扱う。しかしまた、国の財政に大きくは依存してきて来なかった伝統のある(特に付属の)私立学校では、「学校図書館法」が1997年に改正された際、学校司書と称されていた職員を充て職でなく、専任の司書教諭に昇格させている、という状況もある。改正以前から専任の司書教諭を配置している私立学校も存在する。このように一部ではあるが、日本でもIFLAやアメリカ流の学校図書館専門職が確立している、すなわち、職として成立していることを追記しておく。
- 8) 文部科学省 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)』2014. <https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/04/01/1346119_2.pdf>. [引用日: 2021-1-22]
- 9) 塩見昇「学校図書館専門職員制度化の課題」『図書館界』 66(6), 2015, p.382-390.
- 10) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長「学校図書館司書教諭の発令について」 2003. <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20030121001/t20030121001.html>. [引用日: 2021-1-22]
- 11) 全国学校図書館協議会「学校図書館の充実についてお願い」 2018. <<https://www.j-sla.or.jp/about/petition-1.html>>. [引用日: 2021-1-22]
- 12) *Code of Iowa 2020. Vol. III*. <<https://www.legis.iowa.gov/docs/publications/ICV/1125081.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]
- 13) 本文の中で、「生徒」の用語を使用しているが、それは幼稚園児から中等学校の生徒までを意味している。特に幼稚園児から小学校までの生徒だけを指す場合は「児童」の用語を使用した。
- 14) *Iowa Administrative Code. Chapter 12: General Accreditation Standards*. <<https://www.legis.iowa.gov/docs/iac/chapter/07-15-2020.281.12.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]

- 15) *Iowa Administrative Code 281-12.3: Standards for Library Programs; Administration*. <<https://www.legis.iowa.gov/docs/AC0/rule/281.12.3.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]
- 16) *Iowa Code. Section 272.3: Educational Examiners Board; Membership*. <<https://www.legis.iowa.gov/docs/iacode/2001/272/3.html>>. [引用日: 2021-1-23]
- 17) *Iowa Administrative Code: 282-13.28: Minimum Content Requirements for Teaching Endorsements*. 13.28(21-23). <<https://www.legis.iowa.gov/docs/iac/rule/282.13.28.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]
- 18) School of Library and Information Science of University of Iowa, *Degrees & Certificates: Master of Arts in Library and Information Science*. <<https://www.slis.uiowa.edu/program/degrees-and-certificates>>. [引用日: 2021-1-23]
- 19) State Library of Iowa and Iowa Department of Education, *Iowa School Library Program Guidelines: Libraries, Literacy and Learning for the 21st Century*. 2007. <http://publications.iowa.gov/20503/1/0708_pk12_schoollibraryproguidelineshandout.pdf>. [引用日: 2021-1-23]
- 20) Iowa Department of Education, *Iowa School Library Program Standards*. 2019. <<https://educateiowa.gov/sites/files/ed/documents/IowaSchoolLibraryProgramStandards.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]
- 21) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians and School Libraries*. ALA Editions, 2018. (作成は2017年)
- 22) Iowa Department of Education, *Librarians: Your Standards are Ready*. 2019. <<https://educateiowa.gov/article/2019/03/19/librarians-your-standards-are-ready>>. [引用日: 2021-1-23]
- 23) 次の文献をも参照. Aaron J. Elkins, *What's Expected, What's Required, and What's Measured: A Comparative Qualitative Content Analysis of the National Professional Standards for School Librarians, and Their Job Descriptions and Performance Evaluations in Florida*. PhD. Dissertation. 2014, p.90-92. <<https://fsu.digital.flvc.org/islandora/object/fsu%3A185384/datastream/PDF/view>>. [引用日: 2021-2-23]
- 24) *Code of Iowa 2020. Vol. III. Elementary and Secondary Education. Guidance Counselor*. <<https://www.legis.iowa.gov/docs/publications/ICV/1125081.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]
- 25) Mackenzie Ryan, "Where Have Iowa's Teacher-Librarians Gone? State Has 40 Percent Fewer Librarians Than 20 Years Ago," *The Des Moines Register*. 2018.11 <<https://www.desmoinesregister.com/story/news/education/2018/11/26/iowa-education-school-librarian-positions-decline-k-12-budget-cuts-spending-reading-exams/1862637002/>>. [引用日: 2021-1-23]
- 26) Emily Baltes, *The 21st Century School Teacher Librarian: Trends in the Iowa School Library Survey Data Over the Last Decade*. 2015. <<https://scholarworks.uni.edu/cgi/>

- viewcontent.cgi?article=1098&context=grp>. [引用日: 2021-2-3]
- 27) American Association of School Librarians, *Appropriate Staffing for School Libraries*. <http://www.ala.org/aasl/sites/ala.org.aasl/files/content/advocacy/statements/docs/AASL_Appropriate_Staffing.pdf>. [引用日: 2021-3-11]
- 28) Emily Baltes, *op. cit.* 26).
- 29) Alex Caffee, *Teacher salary in America*. 2019. <<https://www.niche.com/blog/teacher-salaries-in-america/>>. [引用日: 2021-1-23]
- 30) National Center for Educational Statistics, Table 701.15. Number and percentage of public schools with libraries/media centers and average number of staff per library/media center, by staff type and employment status and school level, enrollment size, and locale: 2015-16, “*Digest of Education Statistics: 2019*”. <https://nces.ed.gov/programs/digest/d19/tables/dt19_701.15.asp?referrer=re.asp>. [引用日: 2021-1-23]
- 31) Mackenzie Ryan, *op. cit.* 25).
- 32) Debra E. Kachel and Keith Curry Lance, “Changing Times: School Librarian Staffing Status,” *Teacher librarian*. 2018.4. <<http://teacherlibrarian.com/2018/04/11/changing-times-school-librarian-staffing-status/>>. [引用日: 2021-1-23]
- 因みに、Colorado State Library と Colorado Department of Education の調査によると、全米の 2004-05 年度の専任換算でのスクール・ライブラリアンは 54,145 人、2006-07 年度は 54,445 人、2010-11 年度は 50,300 人である。参照: Colorado State Library and Colorado Department of Education, “School Librarian Numbers Decline from 2004-2005 to 2010-2011,” *Fast Facts - Recent Statistics from the Library Research Service*. <https://www.lrs.org/documents/fastfacts/308_School_Librarian_Numbers_2004_2011.pdf?lrspdfmetric=no>. [引用日: 2021-3-11]
- 33) D. V. Loertscher, “National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries,” *Teacher Librarian*. 45(3), 2018.2, p.36–48. <<http://teacherlibrarian.com/2018/02/08/dr-david-v-loertscher-reviews-the-new-aasl-standards/>>. [引用日: 2021-3-11]
- 34) Debra E. Kachel and Keith Curry Lance, *op. cit.* 32).
- 35) Keith Curry Lance, “School Librarian, Where Art Thou?” *School Library Journal*. 64(3), 2018.5, p.36–37. <<https://www.slj.com/?detailStory=school-librarian-art-thou>>. [引用日: 2021-1-23]
- 36) Iowa Department of Education, *Financing Public Education in Iowa*. 2017. <<https://educateiowa.gov/sites/files/ed/documents/Financing%20Public%20Education%20in%20Iowa%20Jan%202017.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]
- 37) State of Iowa, *About Iowa Core*. <<https://iowacore.gov/about-iowa-core>>. [引用日: 2021-1-23]
- 38) Iowa Department of Education, *Iowa Core Curriculum Annual Report: 2009-2010*. 2010

- <<https://www.legis.iowa.gov/docs/publications/DF/12614.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]
- 39) Ross Todd, “Visibility, Core Standards and the Power of the Story: Creating a Visible Future for School Libraries.” *Teacher Librarian*. 40(1) 2012.10. pp.8–14,4. <<https://sites.google.com/site/iflalearningcommons2012/ross-todd>>. [引用日: 2021-2-9]
- 40) Iowa Department of Education, *Iowa Department of Education Table of Organization*. 2021. <<https://educateiowa.gov/sites/files/ed/documents/ID0ETableofOrganization-January2021.pdf>>. [引用日: 2021-1-23]
- 41) スクール・ライブラリアン (ティーチャー・ライブラリアン) が教科の担当者として位置づけられる可能性については、次の文献が参考になる。National Board for Professional Teaching Standards, *Library Media Standards*. 2016.
<<https://www.nbpts.org/wp-content/uploads/ECYA-LM.pdf>>. [引用日: 2021-2-5]
- 42) シヤノン (D. M. Shannon) は 2008 年の論稿で、調査対象になった学校図書館学専攻の学生の約 72% が教員経験者であったと報告しており、それを傍証として挙げることができる。参照: D. M. Shannon, “School Librarianship: Career Choice and Recruitment,” *Journal of Education for Library and Information Science*. 49(3), Summer 2008, p.210–229.
<https://scholarcommons.sc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1038&context=libsci_facpub>. [引用日: 2021-3-8]
- 43) 根本彰 『教育改革のための学校図書館』 東京大学出版会, 2019, p. 131–56.
- 44) American Association of School Librarians, *Definition of an Effective School Library*. 2018.
<http://www.ala.org/aasl/sites/ala.org.aasl/files/content/advocacy/statements/docs/AASL_Position_Statement_Effective_SLP_2018.pdf>. [引用日: 2021-3-5]
- 45) Office of Commonwealth Libraries of Pennsylvania Department of Education, *Guidelines for Pennsylvania School Library Programs*. 2019, p.9,11. <<https://www.statelibrary.pa.gov/Documents/For%20Libraries/Library%20Laws%20and%20Regulations/Governors%20Advisory%20Council/GuidelinesforPennsylvaniaSchoolLibraryPrograms.pdf>>. [引用日: 2021-2-11]
- 46) 日本図書館協会学校図書館職員問題検討会『学校図書館職員問題検討会報告書』 2016. <<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gakutohoukoku2016.pdf>>. [引用日: 2021-2-26]
- 47) 同上, p.12.
- 48) 同上, p.12.
- 49) 同上, p.13.